

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【公開番号】特開2017-221201(P2017-221201A)

【公開日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-049

【出願番号】特願2017-133615(P2017-133615)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/09	(2006.01)
C 1 2 N	5/10	(2006.01)
C 1 2 N	9/52	(2006.01)
C 1 2 N	1/15	(2006.01)
C 1 2 N	1/19	(2006.01)
C 1 2 N	1/21	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 K	38/48	(2006.01)
A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 6 1 K	35/12	(2015.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/12	(2006.01)
A 6 1 P	3/02	(2006.01)
A 6 1 P	1/14	(2006.01)
A 6 1 P	7/06	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 K	35/76	(2015.01)
A 6 1 K	35/742	(2015.01)

【F I】

C 1 2 N	15/00	Z N A A
C 1 2 N	5/10	
C 1 2 N	9/52	
C 1 2 N	1/15	
C 1 2 N	1/19	
C 1 2 N	1/21	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	37/06	
A 6 1 K	38/48	
A 6 1 K	48/00	
A 6 1 K	35/12	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	1/12	
A 6 1 P	3/02	
A 6 1 P	1/14	
A 6 1 P	7/06	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 K	35/76	
A 6 1 K	35/742	

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月13日(2018.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

配列番号40の残基1～378に少なくとも85%同一のアミノ酸配列を含むポリペプチドであって、

(a) ヒト胃内のpHに相当するpHでPQPQLP(配列番号34)ペプチドを分解し；

(b) 配列番号40の残基278に相当する残基はSerであり、配列番号40の残基78に相当する残基はGluであり、配列番号40の残基82に相当する残基はAspであり；かつ

(c) 配列番号67と比較してN102Dのアミノ酸の変更を含むポリペプチド。

【請求項2】

配列番号6の残基1～567に少なくとも85%同一のアミノ酸配列を含むポリペプチドであって、

(a) ヒト胃内のpHに相当するpHでPQPQLP(配列番号34)ペプチドを分解し；

(b) 配列番号6の残基467に相当する残基はSerであり、配列番号6の残基267に相当する残基はGluであり、配列番号6の残基271に相当する残基はAspであり；かつ

(c) 配列番号33と比較してN291Dのアミノ酸の変更を含むポリペプチド。

【請求項3】

配列番号40の残基1～378に少なくとも90%同一のアミノ酸配列を含む、請求項1に記載のポリペプチド。

【請求項4】

配列番号6の残基1～567に少なくとも90%同一のアミノ酸配列を含む、請求項2に記載のポリペプチド。

【請求項5】

前記pHが2～4である、請求項1～4のいずれか1項に記載のポリペプチド。

【請求項6】

前記pHが4である、請求項1～4のいずれか1項に記載のポリペプチド。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載のポリペプチドをコードする核酸。

【請求項8】

請求項7に記載の単離核酸を含む核酸発現ベクター。

【請求項9】

請求項8に記載の核酸発現ベクターを含む組換え宿主細胞。

【請求項10】

請求項1～6のいずれか1項に記載のポリペプチドと、薬学的に許容可能な担体とを含む医薬組成物。

【請求項11】

セリアックスプルーの治療用の医薬組成物であって、セリアックスプルーを治療するために有効な量の、請求項1～6のいずれか1項に記載のポリペプチドを含む医薬組成物。

【請求項12】

前記医薬組成物は、セリックスプルーの治療用の医薬組成物であり、セリックスプルーに罹患している個体に、セリックスプルーを治療するために有効な量で投与される、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項13】

経口投与される、請求項11または12に記載の医薬組成物。

【請求項14】

そのような治療を必要とする個体により摂取された食事中のグリアジンを分解するための医薬組成物であって、前記グリアジンを分解するために有効な量の、請求項1～6のいずれか1項に記載のポリペプチドを含む、医薬組成物。

【請求項15】

それを必要とする個体におけるグルテン不耐症を治療するための医薬組成物であって、前記グルテン不耐症を治療するために有効な量の、請求項1～6のいずれか1項に記載のポリペプチドを含む、医薬組成物。